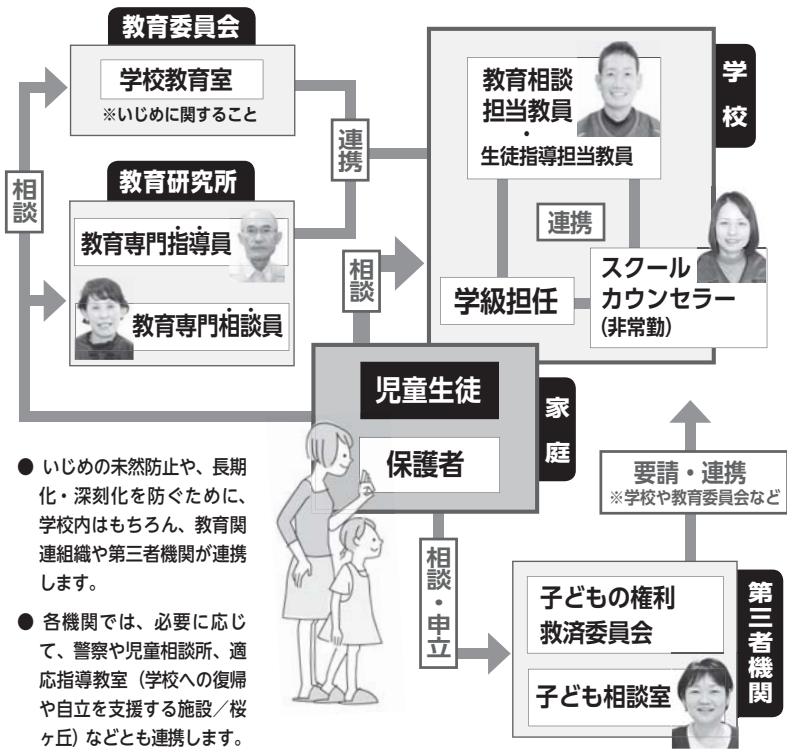


◎ 学校と関連機関の支援体制



- いじめの未然防止や、長期化・深刻化を防ぐために、学校内はもちろん、教育関連組織や第三者機関が連携します。
- 各機関では、必要に応じて、警察や児童相談所、適応指導教室(学校への復帰や自立を支援する施設/桜ヶ丘)などとも連携します。

特集

「いじめ」から子どもたちを守るためにー 学校や行政の役割

いじめを許さない緊急アピール(学校の取組み編)

- 児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さないよう、日頃から丁寧に児童生徒の理解に努め、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- いじめを受けた児童生徒を守りきる。
- いじめをした児童生徒が深く反省し、二度といじめをしないように指導する。

※一部抜粋

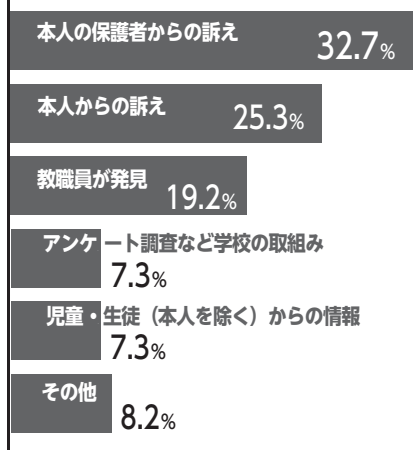


名張中学校のカウンセリング室

学校全体がチームとして、児童生徒に向き合います
いじめは、本人や保護者からの訴えばかりでなく、教職員や児童生徒からの情報やアンケート調査で発見されることも多くあります。市内の小中学校では「Q-U調査(学級満足度調査)」と呼ばれるアンケートを年に2回実施。これは、友人関係や普段の様子などを聞くもので、学級集団の状況や満足度を把握・改善しながら、いじめや不登校などの未然防止、早期発見に努めています。

いじめ発見のきっかけ(三重県内)

※小中学校、高校、特別支援学校の合計



●平成23年度
三重県教育委員会調べ



ただ、いじめのケースによっては、発見されにくい場合や、すぐに解決できない場合もあります。そのため、より専門的な立場から、学校を支援する必要があります。名張市教育研究所(教育会館みなる内/すらん台東3)では、子どもとの人間関係づくりなどに関して、教職員に対する研修会を行ったり、学校に「教育専門指導員」などを直接派遣して、問題の解決

学校を支援することで子どもたちを守ります

期発見・対応に生かされています。こうした学校生活にかかわる支援を、学級担任が抱え込むのではなく、学校全体がチームとして取り組んでいます。この体制整備を図っているのが、「教育相談担当教員」や「生徒指導担当教員」です。また、市内の7小学校と5中学校に「スクールカウンセラー」を配置(非常勤/臨床心理士など)。「心の専門家」としての立場から、教職員とも連携しています。

子ども条例により、第三者機関を設置

教育関連組織のほかにも、弁護士や学識経験者などで構成された第三者機関として「子どもの権利救済委員会」があります。これは、平成19年に施行された「名張市子ども条例」に基づいて設置されている委員会です。いじめや虐待など、子どもの人権侵害の申し立てがあった場合、市や児童相談所、警察などの関係機関に調査を依頼。その結果を審議し、学校などに対して助言や是正の要請をします。また、同条例により、「子ども相談室(総合福祉センター1ふれあい2階/丸之内)」を設置。相談員が、必要に応じて学校などの関係機関とも連携し、子どもたちの悩みの解決を図っています。

●「Q-U調査」(学級満足度調査)は、全国的に取り入れられている心理検査。市では19年度に導入。22年度からは、市内の全児童生徒を対象に年間2回実施。小学校低学年、高学年、中学生用があります。